

川崎市立学校の課程、学科及び部の設置に関する規則の一部を改正する
規則（案）

川崎市立学校の課程、学科及び部の設置に関する規則（昭和 39 年川崎市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 川崎市立中央支援学校の項中

「

知的障害 肢体不自由	小学部
	中学部 高等部

」

を

「

知的障害	小学部 中学部 高等部	
	肢体不自由	小学部
	病弱	小学部 中学部

」

に改める。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

制 定 理 由

中央支援学校の小学部及び中学部に新たな障害種別を設けるため、この規則を制定するものである。

川崎市立学校の課程、学科及び部の設置に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後				改正前			
○川崎市立学校の課程、学科及び部の設置に関する規則 昭和39年4月1日教委規則第1号 (第1条～別表第1 略)				○川崎市立学校の課程、学科及び部の設置に関する規則 昭和39年4月1日教委規則第1号 (第1条～別表第1 略)			
別表第2 (特別支援学校)				別表第2 (特別支援学校)			
名称	障害種別	部、学科等		名称	障害種別	部、学科等	
川崎市立聾(ろう)学校	聴覚障害	幼稚部		川崎市立聾(ろう)学校	聴覚障害	幼稚部	
		小学部				小学部	
		中学部				中学部	
		高等部本科	普通科			高等部本科	普通科
		ライフクリエイ ト科				ライフクリエイ ト科	
川崎市立中央支援学校	知的障害	小学部		川崎市立中央支援学校	知的障害 肢体不自由	小学部	
		中学部				中学部	
		高等部				高等部	
川崎市立中央支援学校	肢体不自由	小学部		川崎市立中央支援学校	知的障害	中学部	
		小学部				高等部	
川崎市立中央支援学校	病弱	小学部		川崎市立中央支援学校	知的障害	高等部	
		中学部					
川崎市立田島支援学校	知的障害 肢体不自由	高等部		川崎市立田島支援学校	知的障害 肢体不自由	高等部	
川崎市立田島支援学校桜校	知的障害 肢体不自由	小学部		川崎市立田島支援学校桜校	知的障害 肢体不自由	小学部	
		中学部				中学部	